



® 平成 29 年 2 月 10 日 (金)

No. 14381 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務⑬

「改正特許規則の施行及び商標規則改正案の公表」… (1)

☆[春宵一刻] からくり人形…………… (7)

☆知的財産高等裁判所長 就任挨拶…………… (8)

インドにおける知的財産実務 ⑬

「改正特許規則の施行及び 商標規則改正案の公表」

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 奥村 文彦

第1 はじめに

近時、インドにおいては、コンピュータ関連発明の審査ガイドラインの改訂(本連載第14回)、国家知的財産権政策の公表(本連載第15回)等、知的財産の保護強化及び利用促進に向けた様々な改革が着実に進められている。そのような事情を背景に、以下の表のとおり、インドにおける知的財産権の出願

は、過去5年間一貫して増加している。

このうち、2014年から2015年におけるPCT出願のインドへの移行件数では、日本(4,388件)は米国(8,237件)に次ぐ世界第2位であり、また、企業別特許出願数では、上位10社のうち3社の日系企業が名を連ねており、日系企業が非常に重要な地位を占めている。

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



(単位：件)

	2010-2011年	2011-2012年	2012-2013年	2013-2014年	2014-2015年
特許	39,400	43,197	43,674	42,951	42,763
意匠	7,589	8,373	8,337	8,533	9,327
商標	179,317	183,588	194,216	200,005	210,501
地理的表示	27	148	24	75	47
総数	226,333	235,306	246,251	251,564	262,638

(参照：Annual Report 2014 – 2015, Controller General of Patents Designs and Trademarks and Geographical Indication)

その一方で、最近の知的財産権の出願数の増加に伴い、審査の遅延、長期化が深刻化している。特に、特許の場合、出願から審査開始までに平均4年間を要し、出願から査定までに平均7年間を要するといわれている。また、審査の遅延、長期化に伴い、審査の質が低下しているという指摘もある。現に、国家知的財産権政策の中でも、特許出願審査の迅速化が重要目標の1つとして挙げられており、インド政府も、審査の遅延、長期化を問題視している。

このような状況に直面したインド特許庁 (Office of the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks) は、知的財産権の出願の滞留を解消するために様々な政策を実施している。まず、2014年5月、商標出願の審査状況を確認できる「Dynamic Trade Marks Utilities」というサービスの提供を開始した。これは、ウェブサイトから出願案件の審査状況を確認できるサービスであり、出願人の出願管理の負担を軽減することに資するものであるが、出願番号による検索ができず使い勝手が悪い上、審査の長期化自体を解消するものではなかった。

また、インド特許庁は、2016年3月頃、商標出願の滞留解消及び事務処理の迅速化等を目的として、商標出願のうち、拒絶理由通知に対して法定期限内に応答がなかった出願、及び異議申立てに対して法定期限内に答弁書が提出されなかった出願について、放棄されたものとみなす処分を行った (本連載第16回)。しかしながら、当該処分の対象となった出願の中には、上記のような事由が存在しないにもかかわらず、特許庁が誤って処分した出願が含まれるなどの指摘を受けるなど、業界の反発や裁判所の介入を受け、当該処分の一時的停止を発表するなど、インド特許庁の対応は二転三転した。

このように、インド特許庁は、知的財産権の出願審査の迅速化を目指して様々な措置をとってきたも

の、必ずしも十分な成果をあげられていなかった。そこで、インド特許庁は、知的財産権の迅速かつ円滑な権利化に向けた抜本的な仕組みづくりとして、2015年10月26日に特許規則改正案を公表し、同年11月17日に商標規則改正案 (以下「商標規則改正案」という。) を公表した。前者は、2016年5月16日付で2016年改正特許規則 (Patents (Amendment) Rules, 2016。以下「改正特許規則」という。) として施行された。一方、後者は、2015年11月19日にパブリックコメントが開始されたものの、2017年1月20日現在、施行に至っていない。

本稿においては、改正特許規則及び商標規則改正案による主な変更点を概説した上で、これらの実務上の影響について検討する。

第2 改正特許規則による変更点

1. 早期審査制度の導入

(1) 概要

改正特許規則は、以下の要件①から③のいずれかを満たす出願人に対して、割増手数料を納付することによる早期審査請求を認めた。早期審査を請求した出願人は、インド特許庁長官が審査官に出願を付託してから3か月半以内に審査結果を受け取れるようになる。また、長官は、出願を付託した審査官から2か月以内に審査結果を受け取り、その内容を1か月以内に確認し、その後15日以内に出願人に対して審査結果を送付する。

【要件】

- ① スタートアップ企業 (Start-up) であること、
- ② 特許出願時にスタートアップ企業であったこと、又は
- ③ PCT出願を行い、かつ、インドを国際調